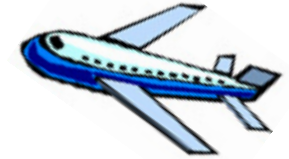


JATA世界旅行博2010

飲食出店のご案内

—「食」をテーマとした観光PR—



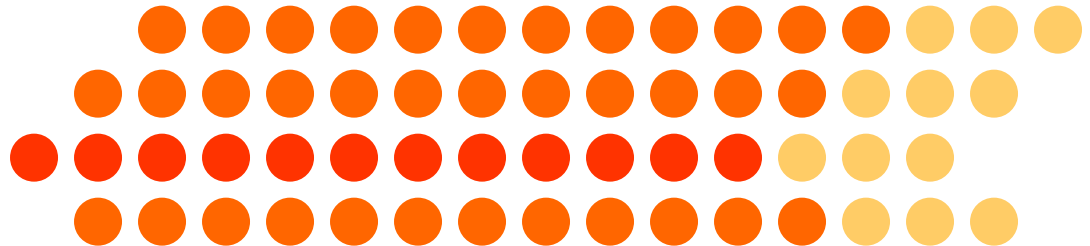
お問合せ先

JATA世界旅行博事務局 (担当: ^{ジブタ}治部田)

〒105-0004 東京都港区新橋2-12-5
池伝ビル8F

TEL:03-6891-1150 FAX:03-6891-1152

Email:expo@jata-wtf.com URL:http://jata-wtf.com





昨年の旅行博においても、飲食(試飲試食を含む)を国のPRに活用するブースでは一般来場者はもちろん、メディアが多く訪れました。結果、出店ブース数に関わらず、**通常出店形態以上の露出(反応)が得られます。**

日本で唯一、アジア最大級の旅の祭典で“飲食”をキーワードに、より高い出店効果を得てみませんか？

(実例)

- 旅行博にて同企画を実施した際、テレビ番組数本に取り上げられた。
- 民放ニュース番組に取り上げられ、飲食ブースは常に混雑していました。



旅行博では飲食の展開(レストラン)に限り、通常472,500円(税込)/小間の出店料金を315,000円(税込)/小間に下げ、さらに専用のストックルームを追加しご提供いたします。

※「飲食を提供(販売、試飲試食)する出店者であること」など、通常以外の規定がございますのでご了承ください(詳細はP.3をご参照下さい)。

一般向けHP(<http://ryokohaku.com>)はもちろん、プレスリリースなどで、飲食コーナーとして積極的に広報していきます。



飲食出店概要

TEL:03-6891-1150

FAX:03-6891-1152



実施目的

「飲食」をキーとした国・地域のPR

ご出店条件

旅行博2010出展者(既申込)のご紹介出店者様であること。



ご出店場所

ご出店小間の割当については、主催者に一任するものとします。
紹介出展者様の小間配置により、近くへの配置が難しい場合もございます。

ご出店サイズ

計15㎡
・出店エリア 9㎡(W 3m × D 3m × H 2.7m)
・ストックエリア 3㎡(W 3m × D 2m × H 2.7m)

レストランコーナーでの
他飲食店様との共同出店の
可能性があります



ご出店料金

315,000円(税込)

基礎設備

社名板(パラペット付き)、左右壁面、バックパネル、出店者バッジ(5枚)
その他、主催者が無償で提供する設備はありません。
必要な実施設備、調理設備は全て出店者様の負担となります。

※ガス、電気、水道等に関しては後日、利用分を請求させていただきます。
※試飲、試食および販売が可能です。



旅行博2009
飲食出店の様子



ご出店規定

旅行博ご出展者様からのご紹介による出店申込が必須条件となります。

出店小間展開に必要な設備(上下水道設備、ガス工事など)はご出店者様にてご準備ください。



ご出店に際して、保健所への申請が必要となります。保健所への申請はご出店者にてご対応ください。

また、保健所で許可を得た後、事務局までご申請書類をご提出ください。

施工日(9/22)～開催終了日(9/26)まで、不定期に保健所の査察がありますので、会期中終日、責任者の方は必ずブースに常駐ください。

調理内容・設備により消防署への申請が必要な場合がございます。事務局担当者にご確認ください。

売上に対する主催者へのコミッションの支払いはございません。



旅行博2009
飲食出店の様子



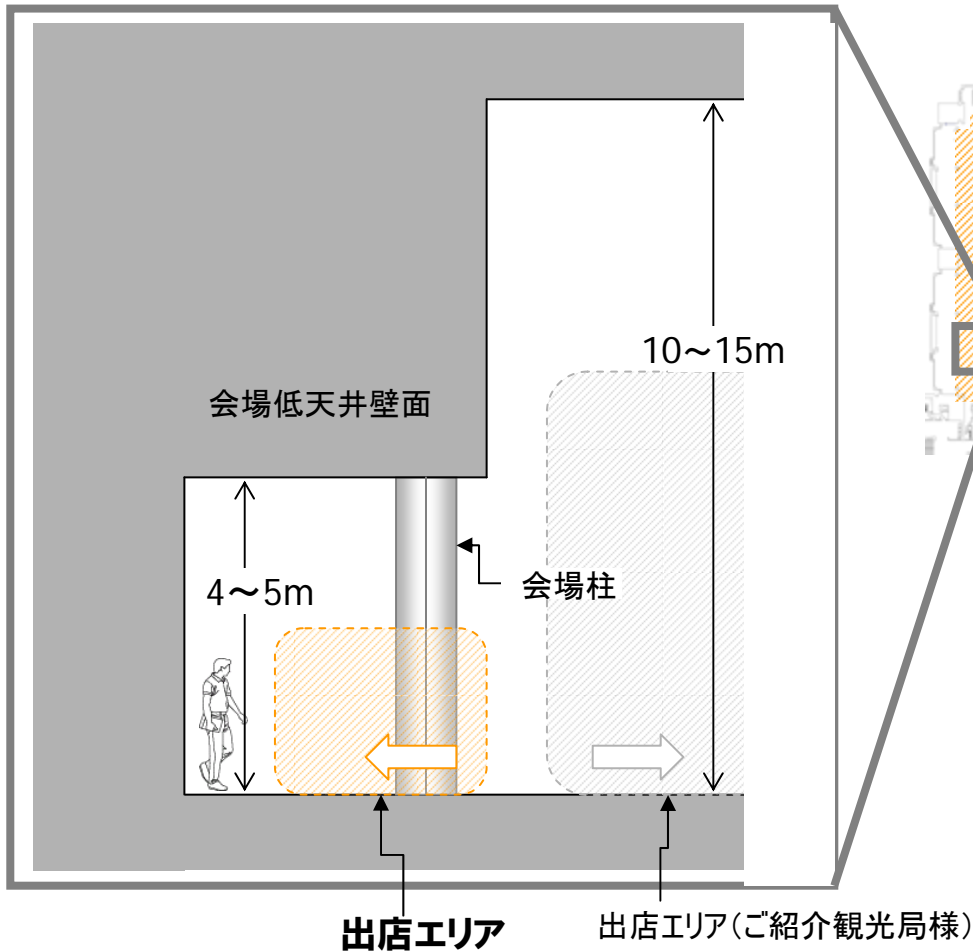
出店エリア（低天井部分）

TEL:03-6891-1150

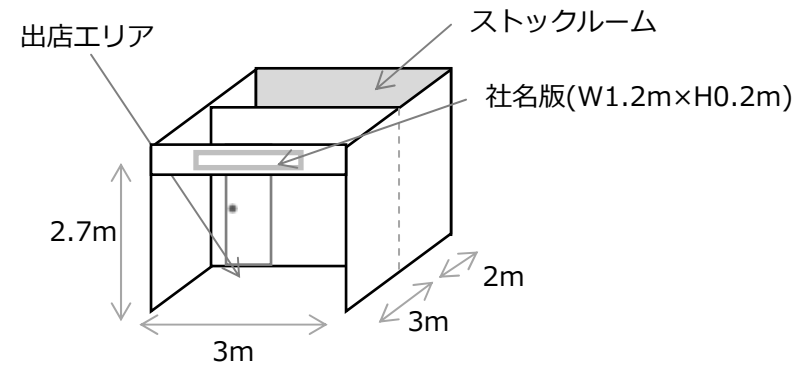
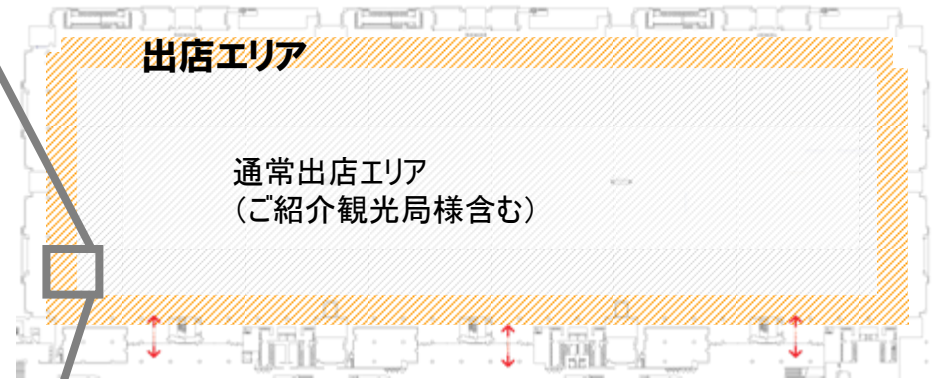
FAX:03-6891-1152



出店リア（低天井部分）



旅行博会場（東京ビッグサイト東1.2.3）



旅行博2010 飲食出店 申込方法

申込締切: 2010年4月30日(金)
FAX: 03-6891-1152



お申込み方法

主催者が別紙に定める「JATA世界旅行博2010出店規約」の確認、承諾いただいた上、出店申込書に必要事項を記入し、ファックスもしくは郵送で事務局宛にご送付下さい。

申込書を受理した段階で、正式に出店登録とさせていただきます。

ご請求書は申込受理後に発行いたしますので、請求書に記載の期日まで*にご入金いただけますようお願いいたします。

*お申し込み後、約1カ月以内

申込締切

2010年4月30日(金)

取消料

1. 2010年5月14日(金)までに解約する場合は1小間あたり50,000円
 2. 2010年5月15日(土)以降同年5月31日(月)までに解約する場合は出店料金の50%
 3. 2010年6月1日(火)以降に解約する場合は出店料金の100%
- ※その他、主催者が定める規定は「JATA世界旅行博2010出店規約」(別紙)をご確認ください。



旅行博2010 飲食出店 申込書

申込締切: 2010年4月30日(金)
FAX: 03-6891-1152



出店規約(別紙参照)に同意の上、下記のとおりJATA世界旅行博2010の飲食出店へ申し込みいたします。

出店社名				(社印)
ご担当者名				(フリガナ: _____)
店舗名				
電話:	FAX:	E-mail:	携帯電話:	
ご住所	〒 _____			
ご紹介出店者様名	ご紹介出店者様名 _____ (小間番号 No. _____)			
	ご紹介担当者様名 _____			
ご出店枠数	_____ 枠 × 315,000円(税込)			<small>左記金額には下記備品のみ設置されております。下記以外の装飾、備品をご要望の場合は事務局までお問合せ下さい。 社名板(バラベツト付き)、左右壁面、バックパネル、出店者バツジ(5枚) 上記金額に設備費、光熱費などは含まれておりません(事務局にて別途お見積りいたします)。</small>
メニュー ※レシピ添付可 ※出来る限り詳しくご記入下さい。	料理		ドリンク	

年 _____ 月 _____ 日上記の申し込みを受理いたしました。 JATA国際観光会議・世界旅行博実行委員会 事務局 事務局長: _____ 印	受付番号 _____ 出店者ID _____ 請求書No. _____
--	---



旅行博2010 飲食出店規約

申込締切:2010年4月30日(金)
FAX:03-6891-1152



出店申込及び出店契約の成立

1. 出店申込は、出店希望者（以下「申込者」といいます）が所定の出店申込書及び本規約の内容を承諾した上で、出店申込書に必要事項を記入し、署名又は記名及び押印の上、JATA国際観光会議・世界旅行博実行委員会（以下「主催者」といいます）の下記事務局宛に送付する方法（郵送、ファクス、電子メール添付のいずれの方法も可能とします）により行うものとします。
2. 主催者が、申込を受理する出店申込書の本主催者記入欄に署名又は記名及び押印し、そのコピーを申込者に郵送により発送した時点で出店契約（以下「本契約」といいます）が成立することとします。なお、出店申込書のコピーは出店者（申込が受理された申込者をさし、以下も同様とします）の控えとして必ず大切に保管してください。
3. 申込者は、主催者が申込の受理の可否を判断するために調査等が必要と判断した場合は、主催者の指示に従い資料の提示や調査等に協力するものとします。
4. 出店申込書提出の最終締切日は2010年4月30日（金）（必着）とします。但し、最終締切日前であっても、先着順で出店小間が完売され次第、申込を締め切るものとします。また、2010年5月1日（土）以降に出店小間に空きがある場合には、申込を受け付ける場合があります。

申込書送付・問い合わせ先:

JATA国際観光会議・世界旅行博実行委員会事務局宛
〒105-0004 東京都港区新橋2-12-5 池伝ビル8階
TEL. 03-6891-1150 FAX. 03-6891-1152 E-mail. expo@jata-wtf.com

出店料の請求と支払い

1. 出店者は、請求書を受領後、請求書に記載された支払期限（原則として申込日より1ヵ月後とします）までに、請求書記載の出店料全額を一括で、下記指定口座へのお振込又は銀行振出し小切手の主催者事務局宛ご送付のいずれかの方法により支払うものとします。
2. 出店者は、主催者が前項に規定する出店料の支払いを遅滞した場合は、年14.6%（365日割計算）の遅延損害を主催者に支払うものとします。

振込先:

口座名義:社団法人日本旅行業協会
(シャダンホウジンニホンリョウコウギョウキョウカイ)
振込先銀行:みずほ銀行 丸之内支店 普通預金 2 4 9 8 5 5 4
所在地:〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-1

小切手送付先:

〒105-0004 東京都港区新橋2-12-5 池伝ビル8階
JATA国際観光会議・世界旅行博実行委員会事務局
TEL. 03-6891-1150 FAX. 03-6891-1152
※ 支払いはすべて日本円とします。海外送金の際は、支払いのレートを適用してください。
※ 振込手数料は出店者の負担にてお振り込みください。

申込解約および取消料

- 出店者が本出店契約の解約を希望する場合は、①出店者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面をもってその旨を申し出ることとし、当該申込が主催者に到達することにより本契約を解約することができるものとします。
1. 2010年5月14日（金）までに解約する場合は50,000円
 2. 2010年5月15日（土）以降同年5月31日（月）までに解約する場合は出店料の50%
 3. 2010年6月01日（火）以降に解約する場合は出店料の100%

主催者の解約権

本契約成立後であっても、主催者は、出店者の取扱い内容が旅行業・観光業その他本会の目的と関連性がない、もしくは関連性が乏しいと判断した場合、出店者が外務省海外渡航情報において自粛勧告が出ている国・地域等に関する出店を行う場合、主催者が出店者の出店により来場者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じ生じるおそれがあると判断した場合、その他主催者が出店を認めないものを相当とすると判断した場合は、本契約を解約することができるものとします。この場合、出店者は出店料の返還を請求できないものとします。

契約の解除

1. 主催者は、出店者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることもなく本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払期限を徒過しても出店料の全部又は一部を支払わない場合。
 - (2) 展示小間を出店目的以外の目的で使用した場合。
 - (3) 出店申込書、本規約、出店要項、会期中マニュアルに違反した場合。
 - (4) 著しく主催者の信用を失墜する行為を行った場合。
 - (5) 出店者が主催者の指示に従わない場合。
 - (6) その他主催者と出店者の信頼関係が著しく破壊されたと客観的に判断できるとき。
2. 前項の規定により本出店契約が解除された場合は、主催者は直ちに出店者を本展示会場より排除することができるものとします。
3. 第1項の規定により本契約が解除された場合は、出店者は既に支払い済みの出店料の返還を受けることができないものとします。
4. 第1項及び第3項の規定は、主催者の出店者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

身元保証書の発行および入国査証

主催者は、出店者に対し身元保証書の発行は行っておりません。日本への入国査証については、出店者ご自身でご取得下さるよう、お願い致します。国籍によって査証取得の必要有無が異なりますので、詳しくは外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/jy_info/visit/visa/index.html) をご参照下さい。査証の取得有無に関わらず、出店の取り消しに関しては、申込解約となり、取消料発生の対象となります。ご注意ください。

展示小間の割当と配置

1. 出店者は、展示小間の割当については、主催者に一任するものとします。
 2. 出店申込をした小間の譲渡、転貸または交換は主催者の許可なく行うことはできません。
- ### 主催者の賠償責任
1. 万一本展示会が開催されないときは、主催者は出店者に対し、払込金から既に展示会準備のために要した実費を控除した額を返還します。但し、当該出店者に故意又は過失がある場合には、この限りではありません。
 2. 主催者が、理由の如何を問わず、展示会のとりやめ、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転などが、出店者又は来場者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、それを実行した場合は、出店者に及ぼす如何なる損害に対しても責任を負いません。
 3. 主催者は、火災、天災、盗難その他の原因によって、出店者及び代理店並びにそれらの従業員並びに一般公衆その他の第三者が被る事故または一切の損害に対して責任を負わないものとします。
 4. 主催者は、出店者もしくは代理店又はそれらの従業員の不注意その他理由の如何を問わず、本会の建築物又は施設に生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。
 5. 主催者は、理由の如何を問わず、本会ガイドブック及びその他のプロモーション用資材の中に偶発的に生じた誤字、脱字などに関する責任は一切負わないものとします。

破損などの損失

1. 主催者は、出店者及び代理店並びにこれらの従業員その他の関係者の所有物、展示品その他出店関連物件の破損、盗難、紛失等（いずれも搬入時及び搬出時を含みます）による損失については、理由の如何を問わず一切責任を負いません。
 2. 展示品その他出店関連物件の運搬費用は、出店者が自ら負担するものとします。
 3. 展示品が未到着の場合といえども、出店者は小間使用料の支払義務を免れません。
- ※注:主催者は出店者がこれらのリスクに対して保険をかけることを勧めます。

出店者の善管注意義務

出店者は、善良なる管理者の注意をもって出店するものとします。また、出店者は、展示会場に適用される安全及び消防法規等、一切の関係法規を厳守するものとします。

騒音基準

音を発生する機械や電気装置を利用する場合、出店者は主催者の事前の書面による許可を受けるとともに、他の出店者の迷惑にならないように操作しなければなりません。主催者は騒音基準を設定する権利を有します。

不干涉

出店者は、他の出店者に干渉しないものとします。万が一出店者間でトラブルが発生した場合は、当該出店者はその解決を主催者の判断に委ねるものとし、出店者がこれに従わない場合は、主催者は当該出店者を排除することができるものとします。

原状回復

1. 本展示会が終了した場合又は本契約が解除、解約その他理由の如何にかかわらず終了した場合は、出店者は割り当てられた出店小間を原状に回復して返還するものとします。
2. 前項の原状回復は出店者の費用及び責任において行うものとします。出店者が前項の原状回復を行わない場合は、主催者は出店者の費用をもって原状回復を行うことができるものとします。
3. 出店小間の明け渡し後、当該展示小間に出店者、その従業員その他主催者以外の者の所有物が残存する場合は、主催者は出店者の事前の承諾なく当該残存物を出店者の費用をもって任意に処分することができるものとします。
4. 出店者は、理由の如何を問わず、割り当てられた出店小間、出店小間の造作その他の設備について支出した必要費もしくは有益費の償還請求、出店小間の造作その他の設備の買取請求及び移転料、立退料又は権利金等の支払請求等を一切行わないものとします。
5. 出店者が、主催者の指定する明渡期日を経過しても出店小間を明け渡さずこれにより主催者に損害が生じた場合は、出店者は主催者に対し、別途損害を賠償する責任を負うものとします。

その他

主催者が以下の事項その他ブースの設定に関する条件について出店者に通知した場合は、出店者は当該通知に従うものとします。

1. 小間内装飾（電気工事を含む）
2. 臨時電話架設
3. 出版物
4. 出品物
5. 広告協賛等
6. 搬入・搬出
7. 各種届出書類と提出期限
8. リース備品の貸し出し
9. サービス施設
10. 催し物、その他諸案内、諸注意など

本規約の変更・追加等

本規約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、本規約、主催者双方とも誠意を持って解決をはかることとします。両者間の協議にもかかわらず解決しない場合には、出店者は最終的には主催者の決定に従うものとします。主催者が必要があると判断した場合は、出店者に通知の上、本規約を改訂又は追補することができます。

紛争処理

各出店者は、主催者への出店申込書に署名することによって、本規約を承諾したものとみなします。本規約の準拠法は日本法とし、本出店契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

個人情報の取扱い

主催者は、出店関係者の個人情報、本展示会の開催にあたって必要な情報のやり取りのために使用できるものとします。また、出店者は、主催者が展示会企画・運営のために指定する協力会社から各種サービスの案内を受ける場合があることを承諾するものとします。

